

農業委員会だより

第107号

鳥取市の農業
農家戸数 5,677戸
農地面積 4,274ha
2020年農林業センサス

—とっとり市—

令和5年10月発行・鳥取市農業委員会
〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857)30-8482
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>



農地パトロールを実施しています。

本年も農業委員会では、農地利用状況調査（農地パトロール）を行っています。（詳しくは8ページへ）

も く じ

- 会長就任あいさつ 2
- 新農業委員会体制のお知らせ 2
- 農業委員の紹介 3
- 農地利用最適化推進委員の紹介 4～5
- アンケート調査にご協力お願いします ... 6
- 相続登記はお済みですか 7
- 農家相談会のお知らせ 8
- 有害鳥獣対策の取り組みについて 8
- 農地パトロールを実施中 8



農地パトロール出発前の打ち合わせ

会長就任あいさつ

鳥取市農業委員会会長

濱田 香



農業者の皆様には、日頃より農業委員会の活動に関しまして、格別なご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

農業、農村を取りまく環境は農業従事者の減少や高齢化等による労働力の減少により遊休農地の発生やそれに伴う農作物の鳥獣被害が増加していることに加え、本市に甚大な被害をもたらした8月の台風など、気候変動による突発的な自然災害が頻発し、厳しい状況が続いています。

また、ロシアのウクライナ侵攻や、急激な為替の変動により、エネルギーや肥料原料、飼料穀物などの資源価格の高騰が続いており、農業経営は厳しさが増えています。

このような状況の中、本市農業委員会では主たる任務とし

て「農地利用の最適化」を進めるとともに、農地を将来にわたる地域として引き継ぐため、各地域において話し合いを進めながら、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定に市とともに取り組んでまいります。10年後の地域内の個々の農地を誰が耕作するのか見通しをつけ、すすむべき農業の方向を定めることが重要となります。今後、幅広い関係者による話し合いの場を持つことになりま

す。本市の持続可能な農業のため、農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となって各地域においてリーダーシップを発揮して取り組みを進めていく所存です。

この度、農業委員会の任期満了に伴う改選により、農業委員19名、農地利用最適化推進委員48名の新たな構成で7月20日よりスタートいたしました。

今後も農業者の代表として、より地域に密着した活動により、農業の様々な課題に取り組んで参りますので、皆様のご支援、ご助力をよろしくお願い申し上げます。

新農業委員会体制のお知らせ

令和5年6月定例市議会において、農業委員会委員の人事について議会の同意をいただき、7月20日に市長より19名が農業委員としての辞令を交付されました。また、辞令交付後に臨時総会が開催され、会長に「濱田 香」氏、会長職務代理者に「田淵 緑」氏が選任されました。

また、同日に農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式が開催され、48名が農業委員会より農地利



農業委員辞令交付式の様子

用最適化推進委員として委嘱されました。

農地利用最適化推進委員は農業委員会総会における議決権はありませんが、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用最適化の現場活動を農業委員と協力して行う役割を担っています。

加えて、7月28日には、県農業会議より講師を招いて、農地法等の各種法令や農地利用最適化活動について学ぶ新任委員研修を開催しました。

なお、今期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は、令和8年7月19日までの3年となっています。

農地を活かし 担い手を応援する

全国農業新聞

毎月4回金曜日発行(月額700円)

「全国農業新聞」は全国農業会議所が発行する農業委員会系統組織の情報紙です。

◎購読申込：農業委員会事務局にお問い合わせください。

農業委員紹介 (19名)



山田 準二
谷・宮下・あおば



中村 精
大正・東郷



福田淳一郎
松保・大郷・吉岡



田渕 緑
八上・散岐・西郷



濱田 香
福部

会長職務代理者

会長



下田 義男
米里・津ノ井



小林 光徳
豊実・明治



小林 照美
社・用瀬・大村



建部 憲二
神戸・大和・美穂



砂川 重雄
鹿野・勝谷・小鷺河



柳田 和廣
瑞穂・酒津・宝木



石谷 隆
逢坂・浜村・日置谷



藏内 敏博
久松・醇風・遷喬・
修立・日進・明德・
富桑・城北・稲葉山・
岩倉・美保・浜坂



山本 暁子
大茅・成器



河毛 早苗
河原・国英

氏名の下段は担当区域です



川上 信温
末恒・賀露・湖山・
千代水



岩永 正司
面影・倉田



福安 修
佐治町一区～
佐治町四区



竹森 潔
日置・勝部・中郷・
青谷

※各委員のお問い合わせ先は農業委員会事務局まで

農地利用最適化推進委員紹介 (48名)

氏名の下段は担当区域です



山根 昌博
米里



竹内 七郎
倉田



有本 知勝
面影・津ノ井



安場 信
稲葉山・岩倉



川島 忍
久松・醇風・遷喬・
修立・日進・明德・
富桑・城北・浜坂



太田 忍
美保



宮本 計温
明治



前田 洋
大正



内田洋之助
東郷



森本 寿夫
美穂



猪口 洋司
神戸



有田 裕
大和



村上 文夫
賀露・千代水 (江津・
晩稲・南隈)・秋里



佐々木文仁
末恒・千代水 (南安
長一丁目～三丁目・
緑ヶ丘一丁目～
三丁目)



森 清美
松保



福田 幸司
大郷



木浪 哲夫
吉岡



山岡 茂
豊実



吉永 昇平
大茅



山脇 隆
成器



山本 良文
谷 (山根・神垣・清水・
岡益・谷・玉鉾・糸谷)



福田 克彦
宮下 (庁・中郷・国
分寺・法花寺・宮下・
奥谷・奥谷一丁目～
三丁目)・あおば



福田 明
谷 (高岡・麻生)・
宮下 (美歌・広西・
町屋・三代寺)



山根 一美
湖山・千代水 (徳吉・
安長・五反田町・
商栄町・千代水一丁
目～四丁目)

※各委員のお問い合わせ先は農業委員会事務局まで

農地利用最適化推進委員紹介 (48名)

氏名の下段は担当区域です



梶川 和生
国英



荻原 誠
河原



大谷 太志
八上



漆原 清志
西郷 (中井・本鹿・
小河内・神馬)



平林 秀庸
左近・久志羅・中・
蔵見・南田・栗谷・
八重原・箭溪



谷口 泰彦
高江・湯山・海士・
細川・岩戸



山下 増治
佐治町一区・
佐治町四区



小谷 章
佐治町二区・
佐治町三区



西村 勝
用瀬 (用瀬)・大村



池本 和明
社・用瀬 (別府)



山口 晃博
散岐



木下 嘉広
西郷 (牛戸・湯谷・
小畑・弓河内・北村)



小林 洋
小鷺河



藤本 武夫
宝木 (上光・下光元・
常松・富吉・
宝木 (駅南))



浜辺 信康
浜村 (新町一丁目～
三丁目・北浜一丁目
～三丁目・八幡・
下原・八束水)



角田 完
逢坂



田中 清晴
浜村 (浜村・勝見)・
酒津・宝木 (宝木 (駅
北)・奥沢見)



居川 春好
瑞穂



田中 篤志
日置谷



大石 剛史
勝部・青谷



井上 智朗
中郷・勝部



五十畑 隆
日置



橋本 和夫
鹿野



谷口 和人
勝谷

※各委員のお問い合わせ先は農業委員会事務局まで

農地の利用意向に関する アンケート調査にご協力お願いします

10～11月に、農地の所有者・耕作者の方に対して今後の農地の利用意向を確認するアンケートを送付します。

※今後の地域農業を考える上で重要となりますので、ご協力ください。

調査の趣旨

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和5年4月から地域農業の将来のあり方を示した「人・農地プラン」から「地域計画」に名称が変わり、新たに市町村が「目標地図」を作成することとなりました。

それに伴い農業委員会は「目標地図の素案」を作成します。「目標地図の素案」は、農地の所有者・耕作者の意向等を踏まえて作成するため、アンケート調査を実施することになりました。

※目標地図とは、将来（10年後）の農業のあり方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図です。

郵送するもの

- ・アンケート依頼文 ※裏面に地域計画・目標地図のチラシ
- ・回答用紙（裏表1枚）
- ・返信用封筒



アンケート提出方法

- ・返信用封筒に回答用紙（裏表1枚）を封入して郵送してください。

アンケートの内容（一例）

問4 おおむね10年後の農業経営の予定について教えてください。	回答欄
1. 規模拡大したい 2. 現状維持 3. 規模縮小したい	2
4. 農業をやめたい、または既に農業をやめている	

相続登記はお済みですか？



～令和6年4月から相続登記が義務化されます～

「相続登記の義務化」が、令和6年4月1日から始まります。今のうちから、備えておくことが重要です。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産（土地、建物）も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q1 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題の解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、**不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に**、相続登記をすることが法律上の義務になり、法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

Q3 不明な点がある場合は、どこに相談すれば良いのですか？

法務局ホームページをご覧ください。お近くの法務局や、登記の専門家である司法書士等にご相談ください。

また、法務局では予約制の手続案内を実施しています。

※ 予約受付時間 月～金曜日（祝祭日を除く。）

8時30分～17時15分

鳥取県司法書士会の無料電話相談もご利用できます。

【鳥取地方法務局 登記手続案内予約先】

本局 0857-22-2293
倉吉支局 0858-22-4108
米子支局 0859-22-6162

【鳥取県司法書士会 無料電話相談】

0857-27-4165
月～金曜日 13時～16時（祝祭日を除く。）

相続土地国庫帰属制度

令和5年4月27日から、相続した不要な土地の**所有権を国に移転させることができる制度（相続土地国庫帰属制度）**が始まりました。

「遠くに住んでいて利用する予定がない。」「周りの土地に迷惑がかかるから、管理が必要だけど、負担が大きい。」といった理由で相続した土地の管理にお困りの方は、一度検討されてはいかがでしょうか。

なお、国が引き取ることができる土地には**一定の要件**があり、建物がある土地や境界が不明な土地などは制度の対象外となります。また、一定の費用負担が必要となります。

この制度について、詳しくは法務省のホームページでご確認いただくか、鳥取地方法務局でおたずねください。

相続土地国庫帰属審査室 0857-22-2139



不動産登記推進
イメージキャラクター
ご当地トウキツネ

鳥取地方法務局登記部門

農家相談会のお知らせ

農業委員会では、左記のとおり農家相談会を開催します。相談希望の方は、事前に最寄りの農業委員（農業委員会事務局）、JA鳥取いなば各支店（鳥取地域）、各総合支所産業建設課にお申し込みください。

時間 午後1時30分～午後4時
内容 農地の売買、貸借、転用、農業者年金 など

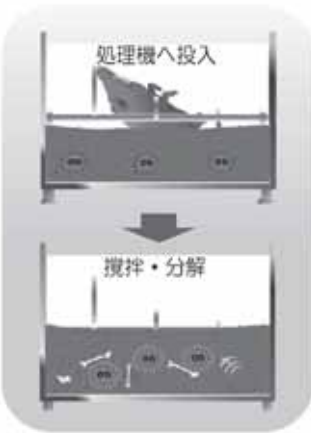
とき	ところ
11月1日(水)	JA鳥取支店
11月2日(木)	JA邑美支店
11月6日(月)	JA高草支店
11月7日(火)	JAせんだい支店
11月8日(水)	JA湖東支店
11月10日(金)	JA湖南支店
11月13日(月)	国府町総合支所
11月14日(火)	福部町総合支所
11月15日(水)	河原町総合支所
11月17日(金)	用瀬町総合支所
11月20日(月)	佐治町総合支所
11月21日(火)	気高町総合支所
11月24日(金)	鹿野町総合支所
11月27日(月)	青谷町総合支所

有害鳥獣対策の取り組みについて

減容化施設のご紹介

鳥取市では、国府町岡益にある旧国府町クリーンセンターの建物を利用し、令和4年4月より、鳥取市鳥獣減容化施設を開設しています。当施設では、農作物に多大な被害を及ぼすイノシシ、シカ等を狩猟者が有害捕獲し、その個体を処理しています。処理機の中で、微生物、水及びおがくずを混ぜた後に、個体を入れて攪拌し醗酵させます。1日約240kgの個体を水と二酸化炭素に分解処理する、焼却施設に代わる環境にやさしい施設です。

令和4年度は、イノシシ639頭、シカ1315頭、ヌートリア125頭、カラス170羽等を処理しました。



農地パトロールを実施中

◆利用意向調査にご協力ください

農業委員会では毎年、農地法に基づいて行う「利用状況調査」（農地パトロール）を実施しています。今年度は、8月から10月を重点期間に定め、タブレットで「現地確認アプリ」を活用しながら、農業委員と農地利用最適化推進委員が担当区域ごとに調査を行っています。この調査では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見について重点的に取り組むことを目的としています。

また、調査後には「遊休農地」、「耕作者が不在又は不在となることが確実な農地」の所有者等の皆様に對して、毎年「**利用意向調査**」を実施し、農地の利用意向を確認します。

◆「**利用意向調査**」とは、農地パトロールで把握した**遊休農地等**について、農地法に基づき、所有者等の皆様が今後、農地の利

用についてどのような意向をお持ちなのか確認するものです。利用意向調査の回答を踏まえ、農地の貸し付け、利用調整と有効利用を進めていきます。

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金

○あなたの老後生活への備えは十分ですか？
 ○年金は家族一人ひとりについて準備することが必要です。
 ○老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

※詳しい問い合わせは農業委員会事務局、JA各支店まで

編集後記

改選により、鳥取市農業委員会が新たな体制に移行し、農業委員会だよりの編集も新しい体制で行っていきます。農業委員会の活動や地域農業の情報を農業者の皆さんにわかりやすく、親しみやすくお伝えしていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。なお、次回の農業委員会だよりの発行は、令和6年4月となります。

農業委員会だより編集一同